

岩手県告示第892号

知事の許可がなければ採取できない高山植物の指定（昭和38年岩手県告示第439号）の一部を次のように改正する。

平成27年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号） <u>第10条第4項第8号</u> の規定に基づき、知事の許可がなければ採取し、又は損傷できない高山植物その他これに類する植物を次のとおり指定する。	県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号） <u>第10条第4項第10号</u> の規定に基づき、知事の許可がなければ採取し、又は損傷できない高山植物その他これに類する植物を次のとおり指定する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	